

経 済 建 設 委 員 会 記 録

1 日 時 令和2年6月22日(月)
午前 9時59分 開会
午前11時00分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 大 條 雅 久 副委員長 越 智 克 範
委員 小 野 志 保 委員 合 田 晋 一 郎
委員 高 塚 広 義 委員 田 窪 秀 道
委員 藤 田 幸 正 委員 近 藤 司

4 欠 席 委 員 な し

5 説明のため出席した者

・副市長 加 藤 龍 彦
・経済部

部長	河 端 晋 治	総括次長(産業政策推進監)	宮 崎 司
産業振興課長	松 原 広	農林水産課長	山 本 兼 資
産業振興課参事	大 谷 寛		

・建設部

部長	高 須 賀 健 二	総括次長(用地課長)	山 中 悟
次長(建築指導課長)	丹 一 仁	都市計画課長	神 野 幸 彦

・農業委員会事務局

事務局長	藤 田 和 則
------	---------

6 委員外議員 伊藤 優子 井谷 幸恵

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 飯尾 誠二 主任 村上 佳史

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前9時59分

●大條委員長：開会挨拶

○加藤副市長：挨拶

◎建設部関係

◇議案第47号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○丹建設部次長（建築指導課長）：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：建築物エネルギー消費性能基準や認定基準などについて説明してほしい。

○丹建設部次長（建築指導課長）：省エネ法の判定基準には、外皮性能評価基準と一次エネルギー消費量の評価基準の2種類がある。外皮性能評価基準には、標準入力法とモデル入力法の2種類があるが、標準入力法に住棟評価が追加されたことにより、条項ずれなどが生じたため、今回の変更となった。一次エネルギー消費量の評価基準については、従来は標準入力法のみであったが、精度的には緻密ではないが入力簡単なモデル入力法が導入されたため、条項ずれなどが生じ、今回改正するものである。

○高須賀建設部長：建築物の省エネは非常に遅れており、建物の電気等でのCO₂削減を目的に平成28年に建築物の省エネ法が定められ、新築の売買の努力義務として、省エネ性能の表示が始まった。今回は、新築に限らず改築についてもeマークを表示するということで、環境問題、CO₂の削減を目的に作られた法律が土台にある。

●高塚委員：市民や事業者へのeマークの周知方法として、今後どのようなことを考えているのか。

○丹建設部次長（建築指導課長）：建築指導課に置いているパンフレット等により周知を行っていく。

●高塚委員：インターネットを利用して情報発信するような考えはあるのか。

○丹建設部次長（建築指導課長）：今後は、ホームページを活用して、PRを図りたいと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○山中建設部総括次長（用地課長）：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：滝の宮公園リニューアル事業について、今回の補正予算で計画している内容は。

○神野都市計画課長：今回の補正予算では管理事務所奥の広場に大型複合遊具の設置を予定しており、あわせて大池周辺の園路整備や健康広場の整備など、令和5年度までに整備予定の事業について、測量、実施設計を行う予定としている。昨年度からリニューアル事業を実施しているが、今回の補正により令和2年度までは計画通りに進捗する見込みである。

●近藤委員：施設のリニューアルとして、ボート乗り場を設置するという話を聞いているが、現

在の施設を改築して利用するのか、それとも別のところに設置するのか。

○神野都市計画課長：売店があったところは、経営者が辞めていることから、このリニューアル事業の計画の中で、できれば民間の活力を導入し、ボート乗り場や売店の復活ができればと考えているが、具体的な進出予定者や申し出等はなく、今後のリニューアル事業の中で検討したい。

●高塚委員：大型遊具は安全面などで現地での設計や施工が非常に大事になると思うが、設計と施工は別々の業者が行うのか。また、実施設計委託料は毎年支出されるのか。

○神野都市計画課長：大型複合遊具は専門的な知識や安全性が問われることから、複数の遊具メーカーの提案の中から公園利用者の意見等も踏まえ、一番ふさわしいものを選択し、製造から施工まで一括して整備をお願いしたいと考えている。次に、今年度の測量、実施設計は、令和3年度から令和5年度までの事業分を一括して行おうとするものであるため、毎年する必要はない。ただし、国の予算の兼ね合いもあり、この第1期計画の全ての事業ができる見込みは不確定であることから、事業の進捗を見ながら見直し等を行いたいと考えている。

●合田委員：令和5年度までの整備計画として進められているが、関連する滝の宮公園内の水道事業などの進捗も含めて、スケジュールの変更はなく、令和5年度までに整備が完了する見通しなのか。

○神野都市計画課長：今年度までは計画通りに進捗する見込みであるが、国の補助内示は不確定であるため、今後も事業説明や要望を行い、予算を確保していきたいと考えている。今後も水道工事と調整を図りながら、事業を推進してまいりたい。

●合田委員：今後計画を見直すこともあるという話であったが、レインボーブリッジや通天閣のライトアップなどコロナ対策をアピールする自治体があり、新居浜でもあかがねミュージアムでブルーライトアップをされているが、高さが低く見えにくい。滝の宮公園の展望施設であれば市内から一望できるので、そういったことも整備計画の中に盛り込んでいただき、市の中心的な公園として市内外にアピールできるような形を期待する。

*後刻一括採決

休憩 午前10時20分／再開 午前10時23分

◎経済部関係

◇議案第42号 新居浜市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

○山本農林水産課長：説明

< 質 疑 >

●近藤委員：認定農業者等とは、また、これらに準ずる者とは具体的にどういう方なのか。また、今年の7月の農業委員の改選の際には4分の1以上になっているのか。

○山本農林水産課長：認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法に基づく、農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者個人または法人のことである。認定農業者制度は、経営の改善に取り組む農家が、5年後の経営改善目標等を規定した経営改善計画を策定し、市町村が認定する

ものである。本市の認定農業者数31経営体のうち、個人が25、法人が6となっている。認定農業者の要件は、市が定める農業経営基盤強化促進基本構想の経営の指標として、5年後に実現可能性のある2つの目標が、年間農業所得として従事者一人当たり概ね330万円、年間労働時間として従事者一人当たり概ね2,000時間以上の水準に達する人を認定農業者等と認定している。今回については、農業委員19名のうち、認定農業者等に該当する方が4名、認定農業者等に準ずる者に該当する方が1名の計5名が該当している。認定農業者に準ずる者とは、認定農業者のOB、認定農業者の農業に従事し経営に参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国や地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士や基本構想水準到達者である。今回の1名の認定農業者等に準ずる者とは、国や地方の計画に位置付けられた農業者ということで農協の専務理事である。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第54号 新居浜市森林環境譲与税基金条例の制定について

○山本農林水産課長：説明

< 質 疑 >

●田窪委員：愛媛県において平成17年度から県民税均等割上乘せ課税方式で年間700円課税されている森林環境税のことを知っている新居浜市民は少ない。県の森林環境税と国の森林環境税との関係はどうなっているのか。

○山本農林水産課長：従前からある森林環境税は、平成17年度から課税されている愛媛県の県税で、一人当たり700円を徴収している。5年計画であることから、愛媛県に確認したところ、令和6年度までは徴収が継続する見込みであるが、令和6年度から国の森林環境税が徴収されるようになるため、令和7年度以降については県で検討中である。この森林環境税は、他県の事例がたくさんあるわけではなく、愛媛県独自の税金であり、シカなどによる森林の鳥獣被害対策などの県の事業や教育委員会が行っている森の環境づくりなどの事業についても県から補助金等で支出している。令和6年度から徴収される税金は全く別の税金として新たに1,000円が徴収されることになるが、令和元年度から令和5年度までは徴収されず、2,300億円の国の公的準備金を使い、事前に譲与税が市に交付される形となっている。県と国の森林環境税については、全くの別物になる。県の森林環境税は、教育委員会や県の事業などで補助金として市に返ってきている。なお、剰余金が出たということで市に入っていないと思う。森林環境譲与税については、令和元年度に1,434万6,000円が市に交付されており、段階的に令和2年度から3年度は3,000万円程度が、令和4年度から5年度は4,000万円程度が、令和6年度以降には、今算定されている金額で4,838万4,000円が市に交付される予定になっている。それと同時に森林環境税の納税義務者からの納付が始まるということで、その金額として、令和6年以降は5,000万円程度が市に交付される形になる。

●田窪委員：森林環境譲与税の譲与が始まり、基金に一定量をためてから工事をするほうが効果的という説明だったと思うが、基金は森林整備や担い手の育成などに使えるとのこと、基金を一定量ためて、問題となっている別子山の林道整備などに拠出するのか、市としてはどこに重点

的に投入したいと考えているのか。

○山本農林水産課長：大きな方向性は検討しているが、決定できていない。基本的には単年度で使える分については積極的に使う方針であり、令和元年度には誕生祝品贈呈事業などに充当している。この制度自体が、既存の国や県の補助金の対象にならない新規の事業である必要があり、国や県の補助金を活用して実施してきた既存の事業の財源をこの譲与税に置き換えるような予算のつけかえはできないことになっている。新居浜市だけではないが、民有林等がほったらかしになっている状況が全国的に問題になっており、民間の所有者は、自分で手入れするのが難しい状況になっているため、民間の所有者に対する意向調査を今年度から始める予定で、意向調査をしてお金にならないような山林については市で管理し、15年に1度程度で切り捨て間伐等の整備をしてほしいとの国の話もあるので、そういう事業を進めていきたいと考えている。

●田窪委員：放置竹林などに対する国の補助金があるが、この基金ではそのようなものにも充当はできないのか。

○山本農林水産課長：既存の放置竹林等の補助事業に充当することはできない。しかし、それに近いような新規事業を起こせば、対象になる可能性もある。既存の森林整備をするような事業には使えず、新規の森林整備等に係る事業でないと使えない。

●高塚委員：基金条例の制定に当たり、森林環境譲与税の使い道については適正に用いられるということが担保されるよう、市町村においては使い道を公表しなければならないとあるが、どうしているのか。

○山本農林水産課長：森林環境譲与税については、昨年9月に初めて市に交付されており、今年度は誕生祝品贈呈事業などに全額充当され、決算も終わっており、インターネット等で必ず公表しなければならないとなっているため、ホームページ等で公表していく。なお、別の形で公表する方法については検討したい。

●近藤委員：基金の管理に関し必要な事項は市長が規則で定めるとあるが、規則はいつ定めるのか、また必要な事項とはどのような内容なのか。提案理由には、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるとあるが、災害等で荒れてきている市民の森の万葉植物園のあたりの整備改修に使用することはできるのか。

○山本農林水産課長：森林環境譲与税について、林野庁等の見解では、災害復旧や壊れているものを直すという事業では難しいのではないかとのことになっている。ただし、市民の森についても新規事業としての整備であれば、使える可能性が十分にあるので、検討していきたい。また、規則については、条例と同時に作成している。必要な事項の内容は、条例第6条の規定による対象事業として、市が直接行う事業及び市以外の団体並びに個人などが行う事業を対象としており、事業内容としては、間伐や路網整備等の森林整備に関する事業、森林整備を担う人材育成や担い手の確保に関する事業、木材利用の促進や普及啓発に関する事業、その他基金の設置目的に適合すると認められる事業、の4項目を設定している。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○宮崎経済部総括次長（産業政策推進監）：説明

< 質 疑 >

●近藤委員：総事業費約2億4,000万円の改修内容は、また、国の補助とは、どのような補助メニューを利用しているのか。

○松原産業振興課長：中小企業庁が窓口となっている商店街活性化・観光消費創出事業という補助事業を活用しており、事業概要としては、地域外や日常の需要以外の新たな需要を効果的に取り込み、消費の喚起につながる商店街等の取り組みを支援する事業となっている。2億4,000万円の内訳であるが、銅夢にはまを産直市場に向けて改修していく取り組みで、改修内容は、可動いすや壁等の解体工事、新たな給排水や電気設備工事、空調の改修工事、外構や付随する駐車場整備を予定している。国の補助金約1億4,000万円を差し引いた残りの金額について、市と銅夢市場の運営会社で50%ずつの負担ということで考えている。今回6,000万円の要望をしているが、国の補助金が確定していないことから、金額としては5,000万円から6,000万円を想定する中で6,000万円の上限ということで要望している。

●近藤委員：約1億4000万円の国の補助金を差し引いた残りを新居浜市と運営会社とで負担するということか。

○松原産業振興課長：改修事業費2億4,000万円で国の申請をさせていただき、1億4,000万円程度の内示をいただいていることから、残り約1億円を50%ずつ市と運営会社で負担するイメージである。しかし、実際の補助金の交付額については、今後数字が確定する見込みである。現在、運営会社で進めている最終の詳細設計で改修に関連する事業費が確定する見込みである。その詳細設計金額に基づき、7月に国に補助金の交付申請を行い、それに基づいて国の交付決定額が出たら、改修事業費から国の交付決定額を差し引いた残りを市と運営会社で50%ずつ負担額を決めていく段取りで考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前11時00分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和2年6月22日

○建設部関係

議案第47号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第8款 土木費	3・18

○経済部関係

議案第42号 新居浜市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

議案第54号 新居浜市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第6款 農林水産業費	3・16
第7款 商工費	3・17